

ながの子育て家庭優待パスポート事業Q&A

番号	質問内容	回答
1	ながの子育て家庭優待パスポートの対象者は？	長野県在住で、対象となる子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。)及びその同居の家族、並びに妊娠中の方及びその同居の家族が対象です。
2	多子世帯応援プレミアムパスポートの対象者は？	長野県在住で、対象となる子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。)が3人以上いる家庭が対象です。
3	パスポートカードを発行するタイミングはいつですか？	①母子手帳配布時 ②転入時 ③パスポート更新時期 ④再発行の申請があった場合
4	各世帯へのパスポートカード配布枚数は？	・全国共通展開事業が開始となった平成28年4月から各世帯2枚ずつ配布しています。 ・多子世帯には「ながの子育て家庭優待パスポート」2枚と「多子世帯応援プレミアムパスポート」2枚の計4枚配布しています。
5	児童養護施設に入所している子、里親へのパスポート配布はどうなりますか？	・児童養護施設に入所している子は、児童手当の申請は施設が行っているため受取も施設になります。 住民票の確認をしていただき、両親に対しての配布が難しい場合は、対象になる子(本人)に配布が可能なので、子供本人に配布をします。その際の配布枚数は1枚です。 ※詳しいご事情等は、各市町村にご相談ください。 ・里親へは、児童手当の現況届が確認できれば配布しています。
6	県外(海外)在住者が県内に長期帰省する際、パスポートカードは発行できますか？	本拠地は県外(海外)なので、帰省の場合は発行の対象となりません。 要綱ではパスポートカードの対象者を「長野県在住」と定めているため、県外へ移住する際にはパスポートカードを破棄していただかなければなりません。 住民票を移せば発行は可能です。
7	部活で県外から寮に入っています。寮母さんなどにパスポートカードを配布してもらうことは可能ですか？	寮母さんは寮の運営や管理を担っていて、生計をともにしている世帯とはみなされないので、配布はできません。 県外からの寮生なので、県外にいるご両親にはその県の子育てパスポートがすでに配布されていると思われます。 そのカードをお子様を持たせていただければ、全国共通展開に協賛する県内のお店で利用することができます。

番号	質問内容	回答
8	<p>子供のみ県外へ住民票を移す場合(県外校進学のため等)の子育て家庭優待パスポートならびに多子世帯応援プレミアムパスポートの取扱いは？</p>	<p>ながの子育て家庭優待パスポート事業は、子育て家庭の経済的負担の緩和という部分を担っています。 子供が県外にいたとしても、その子を養育する保護者が長野県内に在住であり、その実態が確認できるのであれば、各自治体の判断でパスポートカードを発行しています。 (15歳以下であれば児童手当の現況届等を確認していただいたうえで、児童手当の対象であれば子育て世帯優待パスポートを配布) ※詳細は各市町村にご相談ください。</p>
9	<p>転出の際、パスポートカードはどうしたらよいか？</p>	<p>【県外へ転出の場合】 転出届は引越予定日の2週間前から提出できます。 転出届を提出する時に返却してもらおうと、カードを使用できない期間が最長で2週間できてしまうため、パスポートカードは転出届を提出する際に返却していただく必要はなく、県外へ転出された際にご自身で破棄してください。</p> <p>【県内転居の場合】 転入時に新しく発行する市町村と、裏面を訂正して継続する市町村とがあるため、県内移動の場合は転出の際に破棄せず、転入時に各市町村にご確認ください。</p>